

中国最新法律 Newsletter

Vol.7



Contents

1

環境・エネルギー

中国の炭素排出権取引に関する制度及び立法体系



2

ライフサイエンス・ヘルスケア

中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第7回

～30年ぶりの化粧品監督管理条例改正と化粧品登録管理弁法,
化粧品生産経営管理弁法, 化粧品GMP (2) ～



3

新法紹介

一 公布済の新規法令

- 1 「国内外貿易の一体化の発展促進に関する意見」
- 2 『「地域的な包括的経済連携協定」(RCEP)の実施に関する指導意見』
- 3 「グリーン消費促進の実施方案」

二 立法草案

- 1 「工業及び情報化領域におけるデータ安全管理弁法(試行)」(パブリックコメント)



4

中国からの風便り

春節と北京冬季オリンピック



中国の炭素排出権取引に関する制度及び立法体系


 弁護士法人大江橋法律事務所
 弁護士 竹田 昌史

PROFILE


 上海翰凌法律事務所
 律師 翁 宏斌

PROFILE

一、はじめに

昨年11月、「国連気候変動枠組条約」第26回締約国会議（COP26）において、産業革命からの気温上昇の抑制目標を1.5℃とする合意がなされたことが、ニュースや新聞等で大きく報じられました。地球の気候変動問題は深刻な脅威となっており、各国では、世界の生態環境の持続可能な発展を維持するために、自国の利害と妥協のはざまにありながら、協力のための枠組みや共通の目標を通じたコンセンサスが得られ始めています。

中国でも、2020年9月22日、第75回国連総会の場において習近平総書記は、中国を代表して「2030年までに二酸化炭素（CO₂）の排出量をピークアウトさせ、2060年までにカーボンニュートラル（炭素中立）を実現することを目指す」と表明し、3060計画が正式に宣言されました。

今回のニュースレターでは、中国で始まった炭素排出権取引について解説していきます。

二、カーボンピークアウトとカーボンニュートラルとは何か¹

中国においてカーボンピークアウトとは、温室効果ガスの中でも特に二酸化炭素の年間総排出量がある特定の時期に史上最高のピークに達し、その後、徐々に減少していくことをいいます。そしてカーボンニュートラルとは、企業、団体又は個人が一定時間内に直接又は間接的に産出する温室効果ガスの総排出量と、植樹や植林、省エネ、排出削減等の方法を通じた温室効果ガスの吸収量とを相殺することにより、その「ゼロ排出」を実現することをいいます。

両者は、温室効果ガス排出量を削減するために経るべき2つのステップです。また政策面でも、2030年のカーボンピークアウト、2060年のカーボンニュートラルに向けた政策の枠組みが徐々に見えてきており、例えば、2021年9月には共産党中央委員会及び国務院によりカーボンピークアウト及びカーボンニュートラルに向けた意見文書が公布され、翌10月には国務院により2030年のカーボンピークアウトに向けた行動方案の通知が公布され、エネルギーの低炭素化への取組や、各工業分野でのカーボンピークアウトに向けた方向性が示されています。その中でも特に注目を集めている制度が、炭素排出権取引と炭素税の制度です。

三、炭素排出権取引と炭素税とは何か

1. 炭素排出権取引

炭素排出権取引とは、二酸化炭素の排出権（割当量）を一種の商品とみなし、二酸化炭素を排出する必要がある買主が、売主に対して一定額を支払うことで、一定量の二酸化炭素排出権（割当量）を取得することにより行われる取引をいいます。炭素排出権取引の目的物は、炭素排出権（割当量）、つまり認証排出削減量（Certified Emission Reduction、CER）です。この割当量の総量に関する方案は、国連気候変動枠組条約及びパリ協定に従って国家（生態環境部）が策定し、その後、省レベルの生態環境局によって、排出量を削減する必要がある業界又は企業に対して割り当てられます。このようにして、炭素排出割当量の一級市場が形成されます。また、二級市場は、排出量を抑制する必要がある企業又は投資機関が取引を行う市場をいい

¹「カーボンピークアウト」や「カーボンニュートラル」では、メタン等を含めた温室効果ガス全般を指すこともありますが、中国の場合、現時点では温室効果ガスの排出量が多い二酸化炭素を主に念頭に置いて制度設計されています。

ます。

価格メカニズムに基づく炭素排出権取引には、次のようなメリットや課題が挙げられます。

炭素排出権取引のメリット	現時点での課題
・明確な総量抑制目標が設定されていることから、目的を達成しやすく効率がよいため、削減効果が顕著である。 ・市場メカニズムに従うことから、炭素排出権の流通と取引が十分に行われる。 ・炭素税のように法令策定に伴う各業界からの抵抗が少ない。 ・他国の炭素排出権取引システムとの国際的な連携が容易である。	・制度が未成熟であるため、過剰な価格変動があれば、炭素排出削減コストの不確実性につながる。 ・現在の制度では、取引へ参入、報告、監督・管理、処罰等の制度の構築が必要であり、管理コストが高い。

2. 炭素税

炭素税とは、その名のとおり、二酸化炭素の排出に課せられる税金であり、二酸化炭素を排出する事業単位・企業である限り、排出量に応じた税金を支払う必要があります。

現状では、中国で既にスタートしているのは炭素排出

権取引であり、炭素税はまだ始まっていません。中国政府としては、炭素税にも大きな関心を寄せています。しかし、電気や鉄鋼等の炭素排出量が多い伝統産業は上流・中流域に集中しており、大規模な中央企業や国営企業がメインです。そのため、企業が完全にクリーンエネルギーや低炭素化へのモデル転換を終えていない状態で炭素税を課すとなると、かなりの抵抗が予想されます。加えて、中国の既存の燃料税（資源税）、車両・船舶税、車両購入税等の税金には、すでに炭素税の意味合いが反映されていて、広義の炭素税制であると理解することもできます。したがって、3060計画で定める炭素排出量削減目標を達成するための時間がやや緊迫している現状では、より適切なツールは炭素排出権取引であるといえます。

四、炭素排出権取引の立法体系及び運営メカニズム

1. 立法体系

中国では10年前からすでに炭素排出権取引に関連する作業が継続的に行われており、炭素排出量の削減はこれまでもずっと製造及び開発の目標とされてきました。大まかにまとめると、過去10年間の炭素排出権取引に関する国家レベルの関連文書は次の表²に示すとおりです。

公布日	文書番号	文書名称	主な内容
2011.10.29	発 改 弁 気 候 [2011]2601 号	国家発展改革委員会弁公庁「炭素排出権取引パイロット作業の展開に関する通知」	2 省 5 市で炭素排出権取引を試験的に実施。
2013.11.12	-	「改革の全面深化における若干の重大問題に関する中共中央の決定」	全国的な炭素排出権取引市場の建設を改革の全面深化のための重点タスクの一つに指定 ³ 。
2014.12	発改令 17 号	「炭素排出権取引管理暫定弁法」	全国的に統一された炭素排出権取引市場の基本的な枠組みについて、初めて国家レベルで明確化。
2016.01.11	発 改 弁 気 候 [2016]57 号	国家発展改革委員会弁公庁「全国的な炭素排出権取引市場始動のための重点作業を確実に徹底することに関する通知」	全国的な炭素排出権取引市場の建設を共同で推進し、2017 年から全国的な炭素排出権取引を始動することを明記。
2017.12.18	発 改 気 候 規 [2017]2191 号	国家発展改革委員会「全国炭素排出権取引市場建設方案（発電業界）」の公布に関する通知	全国的な炭素排出権取引市場が正式に始動。
2020.12.31	生態環境部令第 19 号	「炭素排出権取引管理弁法（試行）」	全国的な炭素排出権取引システムの正式な運営が開始。政府により、炭素排出割当量、企業の適用範囲、商品の価格制定メカニズム等の体系的な導入。

² 参照：<http://www.tanpaifang.com/tanjiaoyi/>

³ 中国が全国的な炭素排出権取引市場の建設作業を正式にスタートしたことを意味します。

2021.05.14	生態環境部公告 2021 年第 21 号	「炭素排出権登記管理規則（試行）」 「炭素排出権取引管理規則（試行）」 「炭素排出権決済管理規則（試行）」	全国的な炭素排出権取引市場の管理規則体系が明確化。
------------	-------------------------	---	---------------------------

上の表から分かるように、炭素排出権取引を管轄する機関は、2018年以降、国家発展改革委員会から生態環境部に変更されています。生態環境部とは、2018年3月の第13回全国人民代表大会で承認された国务院機構改革に基づき創設された部門で、従来の環境部、国家発展改革委員会、国土資源部及び水利部等の各部門の関連する部署及び権限が統合されたものです。法律及び行政法規のレベルでは炭素取引に関する具体的法令が存在せず、現状では、生態環境部によって公布された部門規則が炭素排出権取引に関する最上位の法規規範文書となります。

2020年12月31日に公布された「炭素排出権取引管理法（試行）」（以下、「弁法」といいます。）では、全国炭素排出権取引市場について、国レベル-省レベル-市レベルという3段階の管理システムが採られています。まず国家レベルでは、生態環境部が全国的な炭素排出権取引市場の構築という機能を果たします。具体的には、第一に、対象となる温室効果ガスの種類と業界の範囲を画定すること、第二に、全国炭素排出権の登録登記機関と取引機関を構築し、それぞれの登記システムと取引システムを構築すること、第三に、全国的な炭素排出権取引及び関連活動の技術規範を策定すること、第四に、これが最も重要となりますが、炭素排出割当総量を制定して配分計画を確定することといった機能が含まれます。次に、省レベルの生態環境主管部門は、生態環境部の方案に基づき、その管轄する行政区域内の重点的排出企業に対して、年間の炭素排出量を割り当てます。また炭素排出割当量の分配と清算、温室効果ガス排出レポートの検証等の関連活動を組織・展開するとともに、監督と管理を実施します。次に、市レベルの生態環境部門は、省レベルの部門に協力して関連する作業を具体的に実施するとともに、監督と管理を実施する責任を負います。

2. 運営メカニズム

弁法の公布後、生態環境部は2021年5月14日に、炭素排出権の登記、取引及び決済に関する管理規則（試行）を公布しました。これにより、従前からあった地方都市の試験的な取引市場の規則も併せて、全国の炭素排出権取引の管理規則の共通の枠組みが構築されました。

(1) 登記登録

炭素排出権取引に参加するには、まず、炭素排出権の主体として登記登録を行う必要があります。「炭素排出権登記管理規則（試行）」の規定によれば、重点排出企業及び規定の要件を満たす機関と個人が、全国炭素排出権登記の主体となります。ここで重点排出企業とは、全国炭素排出権取引市場の対象となる業界に属していて、かつ温室効果ガスの年間排出量が二酸化炭素換算で2.6万吨に達する事業者をいいます。

取引への参加条件を満たす企業等は、全国炭素排出権登録登記機構（以下、「登録登記機構」といいます。）に対して登記口座（一主体につき一口座）の開設を申請し、登記主体の基本情報、連絡先及び関連する証明資料などを提出します。登録登記機構は申請資料を受け取ると、まずは形式審査のみを行い、形式審査に合格した場合は、5営業日以内に実名口座を開設します。その後、登録登記機構は、取引に参加する企業等が省レベルの生態環境部から取得した割当量の分配確定結果に基づき、登記主体のために初期分配登記を行います。この初期分配登記により、登記申請をした企業等は、全国炭素排出権取引システムにおいて取引を行う資格と権利を得たことになります。

(2) 取引

実名口座が開設され、初期分配登記が完了すると、全国炭素排出権取引システム内において、炭素排出権の取引を行うことができるようになります。

取引は、協議による譲渡、オークション方式及びその他の方法に分けられます。協議による譲渡は、公示協議取引と大口協議取引に分けられます。前者の公示協議取引とは、取引主体が取引システムの中で売却又は買取の公示申告を提出して、買取を希望する譲受人、又は売却を希望する譲渡人が、公示申告について協議して、取引の成立を確認するという取引方法です。この方法においては、1回の最大申告量は二酸化炭素換算で10万吨未満とされており、その成約価格は、前の取引日の終値のプラスマイナス10%以内で確定しなければなりません。これに対し、後者の大口協議取引とは、取引の双方が取引システムを介して「引き合い」、「見積り」を行った上

で取引の成立を確認する方法です。この方法においては、1回の売買における最大申告量は、二酸化炭素換算で10万トン以上でなければなりません。更にその成約価格は、前の取引日の終値のプラスマイナス30%以内で確定しなければなりません。なお、大口協議取引は、取引の過程において、売買を申告した相手方と直接対話をし、価格交渉を行うことができます。そのため、公示協議取引は少額取引でルールに準拠したものであり、大口協議取引は高額取引で直接的に行われるものと理解できます。

これらの2つに加えて、オークション方式もよく使われる取引方法です。オークション方式では、取引の主体が取引機関に対して売却又は買取の申請を提出すると、取引機関がオークションの公告を行います。譲受又は譲渡を希望する複数の譲受人又は譲渡人が、規定に従ってオファーを出し、所定の期間中に取引システムを介して取引が成立します。この取引方法は、競売と同じような形式がとられます。

取引の当事者が自分に適した取引方法を選択すると、取引価格の計算式に基づいて取引を実施することができます。炭素排出割当量の取引は、「二酸化炭素換算で1トン当たりの価格」を計算の単位としています。そして申告量の最小の変動単位は二酸化炭素換算で1トン、価格の最小の変動単位は0.01人民元とされます。申告した取引がシステムに受理されると、その申告は直ちに有効となります。有効となった取引の資金と商品はロックされ、システムによる成約を待つことになります。売買の申告がシステムにより成約になると直ちに取引は成立し、買い入れた商品を、取引日の当日に再度売却することはできません。ただし、売却により得られた資金については、取引当日の他の取引に利用することができます。

(3) 決済

毎日の取引が終了すると、登録登記機関は、取引システムによる成約結果に基づいて、各取引主体について炭素排出割当量と資金の全部を逐一清算し、一括で収受を行った上で、決済の結果を取引機関にフィードバックします。取引機関は、この結果に基づいて炭素排出割当量と資金の受領・支払を完成させ、取引主体に対して決済データを発送します。

(4) 割当量の清算

割当量の清算とは、取引決済制度の一種であり、上記弁法の中ではやや抽象的に規定されています。簡単に言えば、炭素排出権取引を通じて購入した割当量を使用し

て、企業が自社の毎年の実際の排出量を相殺することを行います。例えば、2020年における実際の二酸化炭素排出量が100トンであったA社が2021年の割当量の清算を行う場合、A社は、生態環境主管部門に対して、実際の排出量と同量以上の割当排出量を提出する必要があります。そのため、もしA社に割り当てられた排出量が100トンであれば、A社は当該100トン分の割当排出量をそのまま提出すればよいことになります。しかし、もしA社に割り当てられた割当排出量が80トンであれば、2020年の実際の排出量との差額の20トンについて、A社は排出権取引市場において、余剰割当量を持つ他社から購入した上で清算しなければなりません。これに対し、もしA社に割り当てられた割当排出量が120トンであれば、A社は清算するときに120トンの割当量すべてを充当して償却することもでき、また、実際の排出量100トンとの差額余剰分である20トンの割当排出量を排出権取引市場で売却したり、或いは翌年に繰り越すこともできます。

更に、割当排出量の清算制度の中には、「国家認証を受けた自主的排出削減量」を用いて炭素排出割当量を相殺して清算する仕組みもあります。この「国家認証を受けた自主的排出削減量（Chinese Certified Emission Reduction、CCER）」とは、中国の再生可能エネルギー、林業カーボンシンク、メタン利用などのクリーンエネルギープロジェクトによる温室効果ガスの排出削減効果について、国家レベルで定量化して認証を行うものです。重点排出企業は、毎年、この認証済みの排出削減量を使って上記の清算すべき割当量と相殺することができますが、その相殺率は、清算すべき割当量の5%を上限とすることとされています。このような仕組みは、重点排出企業に対して、クリーンエネルギープロジェクトへの積極的な参加を促し、参加の代価として、自社の炭素排出に関するストレスを軽減させようという国家レベルの奨励策になります。

五、最後に

炭素排出権取引は、中国が2030年までのカーボンピークアウトと2060年までのカーボンニュートラルを達成するための重要な政策ツールであるといえます。長年にわたる地方での試験的な取引の経験は、現在の全国規模の炭素排出権の取引機関、取引システムを実施するにあたり重要な前提基盤となっています。しかし、全国規模の炭素排出権取引制度は導入されたばかりであり、例えば

全国炭素排出権取引市場と地方の試験的炭素排出権取引市場との関係、個人投資家の参入ルール、参入要件、及び炭素排出権取引から派生する金融商品の問題など、依然として多くの問題の解決が待たれる状態にあります。中国に生産拠点を多く抱える日本企業にとって炭素排出量の軽減及び排出権取引市場を通じた調整は、業界毎に切迫の程度は違うもののいずれ避けて通れない問題といえます。そのため、炭素排出権取引の分野における法令の公布、細分化及び実際の運用に関する解釈などに今後とも引き続き注意を払っていく必要があると思われます。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ✉メールアドレス：info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第7回

～30年ぶりの化粧品監督管理条例改正と化粧品登録管理弁法、
化粧品生産経営管理弁法、化粧品GMP（2）～



弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 高槻 史

PROFILE

一、化粧品登記名義人/届出名義人の品質安全責任者配置義務

1. 品質安全責任者の要件等

化粧品監督管理条例では、①特殊化粧品（髪染、パーマ、シミ取り・美白・UV・脱毛予防に用いる化粧品及び新たな効能効果を宣伝する化粧品：国産・輸入品。）の登記名義人、②普通化粧品（特殊化粧品以外の化粧品：国産・輸入品）の届出名義人（以下、あわせて「化粧品MAH」という）及び③化粧品受託製造企業は、品質安全責任者を配置しなければならないとされた（化粧品監督管理条例第32条）。

この品質安全責任者の要件については、化粧品、化学、化学工業、生物、医学、薬学、食品、公衆衛生又は法学等化粧品の安全品質に関連する専門知識を有し、関連する法令、強制性国家基準、技術規範に習熟しており、かつ、化粧品の生産又は品質管理の5年以上の経験を持つものである必要があり（条例第32条第2項及び化粧品GMP¹第7条）、以下の実施に責任を負い、独立性をもって業務執行できるようにすべきものとされている。

- (1) 企業の品質マネジメントシステムの確立・組織・実施、品質マネジメントシステムの運用に関する法定代表者に対する定期報告
- (2) 品質安全問題に対する意思決定と関連文書の発行
- (3) 製品安全性評価報告書、処方、製造工程、原料・物品供給事業者、製品表示等の監査管理、化粧品登記届出資料の審査確認
- (4) 物品の出庫管理及び製品の市場出荷管理
- (5) 化粧品不良反応モニタリング管理

（なお、（1）及び（2）を除く業務は、法定代表者の同意を得て、企業内の他の者に職務を委託することができるが、被授權者は相応の資質及び職務履行能力を有さなければ

ならず、品質安全責任者が授権した日時、授権した人員、授権事項等については記録し、授権行為を遡及して確認できるようにしなければならず、品質安全責任者はこれらの人員の職務履行状況について監督を行い、法的責任を移転してはならないとされる。）

2. 義務違反に対するサンクション

化粧品MAHの品質安全責任者の設置義務は、製造委託によって生産する化粧品MAHにも同様に課せられている²（化粧品GMP第50条）。

そして、品質安全責任者を設置しない場合のサンクションとして、違法所得及び違法生産経営に該当する化粧品の没収、違法生産経営の用に供した原料、包装材料、工具、設備等の物品の没収、違法生産経営に該当する化粧品の販売額が1万円に満たない場合には1万円-3万円以下の罰金、1万円を超える場合には販売額の3倍-10倍の罰金、情状が重大な場合には生産停止命令、化粧品許可文書の取消、当該企業の法定代表者又は主要な責任者、直接責任を負う主管者その他直接責任を負う人員に対して当該企業から前年度に取得した報酬の1倍-2倍の罰金、5年間の化粧品生産経営活動への就業禁止の処分が規定されており（条例第61条）、また、海外MAHが条例に基づく行政処罰決定の履行をしない場合には、当該化粧品は10年間輸入禁止とされるなど厳しい措置が取られる可能性がある（条例第70条第2項）。

なお、国家薬品监督管理局（NMPA）が2021年11月8日に公表した「化粧品生産経営常見問題解答（一）」では、品質安全責任者は、異なる化粧品登記人、届出人、委託製造事業者を同時に担当してもよいのでしょうか？との質問に対して、「化粧品の品質と安全性を保護し、品質安全責任者が品質安全管理と製品リリース責任を法律に従って履

¹ 化粧品生産品質管理規範（化粧品GMP）、2022年1月7日制定、2022年7月1日施行。

² 委託製造の場合において、原材料・物品の管理にかかる品質安全責任者の業務は受託製造者側の品質安全責任者により履行させることが可能であるが（監督は必要とする）、他の品質安全責任者の業務については、自社製造の場合も、委託製造の場合も基本的には共通する内容が定められている。

行することを確保するため、「一証書、一人」の原則に従い、2つ以上（2つを含む）の化粧品生産ライセンス³を申請する場合、同一の自然人が上記企業の品質安全責任者を担当することはできないものとします。また、異なる化粧品登記人、届出人、委託製造事業者が、同一の自然人に品質安全責任者を担当させることはできないものとします。化粧品登記人、届出人及び製造受託事業者が同一の企業集団に属し、同一の品質管理体系を実施する場合において、受託製造企業が、当該登記人、届出人からの委託を受けて化粧品を生産する場合には、当該登記人、届出人及び受託製造事業者は同一の自然人を任用して品質安全責任者を担当させることができるものとします。」と回答しており、化粧品MAHは2022年7月1日以降、法定条件を満たす品質安全責任者を配置しなければならないことに留意が必要である。

二、不良反応モニタリング及び報告

1. 不良反応モニタリング義務と国内責任者の関係

前回のニューズレターにおいてご紹介した通り、海外の化粧品MAHについては、中国国内の企業法人を国内責任者として指定し、化粧品登記/届出、化粧品不良反応監測、製品リコールの実施への協力等をさせなければならないとしている。

化粧品不良反応監測管理弁法（2回目のパブリックコメント版）が2021年9月に出されているところ、当該パブリックコメント版では、化粧品MAHは、化粧品不良反応モニタリングについて、以下の事項を実施しなければならないと、海外の化粧品MAHについては、国内責任者とともに、以下の事項の実施を確保する体制を構築しなければならないとされている（化粧品不良反応監測管理弁法パブリックコメント版第13条）。

- (1) 化粧品不良反応モニタリング評価システムを構築し、実施すること
- (2) 化粧品による不良反応のモニタリングに従事するための、製品に相応する機関及び人員を備えていること
- (3) 本規定に基づき、自主的に化粧品の不良反応を収集し、監督機関に報告すること
- (4) 化粧品に関する既知の不良反応を速やかに調査・分析し、その結果に応じた効果的なリスクコントロールのための措置を講じること

- (5) 医薬品監督管理部門と協力して、化粧品の不良反応調査、処理を実施すること
- (6) 化粧品有害反応モニタリング記録の作成と維持

2. 報告先・期限

化粧品MAH、受託製造企業、化粧品経営事業者、医療機関等は化粧品不良反応を発見又は了知した日から30日以内（重大な不良反応については7日以内、社会的に大きな影響を与える不良反応については即時に）に、国家化粧品不良反応モニタリング情報システムを通じて報告を行い、モニタリング記録は、報告の日より3年間保存しなければならないとされる（同パブリックコメント版第23条、24条）。なお、輸入製品について、中国国外で上市されている製品が国外において、化粧品不良反応に起因して生産停止、販売停止、製品リコール、安全警告情報の発布などのリスクコントロール措置が行われた場合には、発見又は了知した後すぐに国家観測機構に対して書面報告しなければならないとされている。

3. 不良反応モニタリング義務違反に対するサンクション

化粧品MAHが、法令に従ったモニタリング義務を履行しない場合、医薬品監督管理部門は、改善命令、警告、1万元～3万元の罰金、情状が重い場合には営業停止命令及び3万元～5万元の罰金、法定代表人又は主要な責任者、直接責任を負う主管者及びその他直接責任を負う人員に対して1万元から3万元の罰金に処することができ（条例第62条）、また、海外の化粧品MAHの指定する国内責任者が不良反応モニタリング、製品リコールの実施に協力しない場合、医薬品監督管理部門は是正命令、警告を与え、かつ2万元以上10万元以下の罰金に処し、情状が重大な場合には10万元以上50万元以下の罰金に処すとともに、その法定代表人又は主要な責任者、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任を負う人員に対して5年間化粧品の生産経営活動への従事を禁止することができ、また、国外の化粧品MAHが本条例に基づく行政処罰決定を履行しない場合には、その化粧品の輸入を10年間禁止することができるものとした。今回の条例改正では、海外化粧品MAHにも、国内MAHと同様の各種義務を定め、またその指定する国内責任者の協力義務、責任を加重した点が特徴の一つと言える。実務的には、輸入化粧品の中国国内販売については、自社の中国現地法人

³生産ライセンスは、製剤の形状・類型により3つほどの種類に分かれて分類されている。

が国内代理人である場合もあるが、第三者の中小規模の代理店を起用しているケースも少なくなく、今後、当該代理店との役割分担や必要な人員確保のコスト負担、責任の所在を含め、代理店契約の見直しも必要となるものと考えられる。

他にも、工場出荷時のサンプル保存義務などもあるが、今回は重要と思われる上記二点を紹介し、次回は、新たな規制が導入された化粧品の効能宣伝と化粧品MAHの責任の問題を紹介したい。

具体的な事案に関するお問い合わせ✉メールアドレス： info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

一 公布済の新規法令

- 1 「国内外貿易の一体化の発展促進に関する意見」
- 2 『「地域的な包括的経済連携協定」(RCEP)の実施に関する指導意見』
- 3 「グリーン消費促進の実施方案」

二 立法草案

- 1 「工業及び情報化領域におけるデータ安全管理弁法(試行)」(パブリックコメント)

一、公布済の新規法令

1 「国内外貿易の一体化の発展促進に関する意見」

国务院弁公庁は、2022年1月19日に「国内外貿易の一体化の発展促進に関する意見」を公布し、国内貿易と対外貿易の一体化を促進することが、強い国内市場の構築や国内と国際間の「双循環」に資するという方針を示した。本意見は、「国内外貿易の一体化の制度体系の整備・改善」、「国内外貿易の一体化の発展能力の強化」、「国内外貿易の融合発展の加速」、「保障措置の整備・改善」といった4つの方面において15項目の措置を打ち出した。それらの項目には、主に法律法規の健全化(特に知的財産権の権利侵害に対する懲罰的賠償制度の健全化)、監督管理体制の整備、国際ルール・規則との整合性の強化、国際的な標準認証との連携やそれらへの積極的な参加等の促進、国内外貿易における製品の「同線同標同質(同じ生産ライン、同じ標準、同じ品質)」の推進、事業主による国内外貿易の経営一体化の支援、国内外貿易の融合的な発展モデルの創出、国内外を連結する物流ネットワークの整備(国際的な航空貨物運輸能力の構築を強化し、国際的な海運競争力を向上させる)、国内外貿易の融合発展の制度の構築(自由貿易試験区、自由貿易港が牽引の役割を果たし、ハイレベルでの制度の開放を推進し、国内貿易・国際貿易の融合、発展を促進する)、財政金融の支援の強化(金融機関が市場化の原則に基づき信用貸付支援を強化することを奨励し、国内外貿易に携わる企業の売掛金、在庫、倉庫証券、注文書、保険証券等に基づき金融商品を創出し、金融サービスを強化する等)等の内容が含まれる。

URL: http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-01/19/content_5669289.htm

(国务院弁公庁2021年12月30日制定、2022年1月19日公布)

2 『「地域的な包括的経済連携協定」(RCEP)の質の高い実施に関する指導意見』

商務部、国家发展改革委員会をはじめとする計6つの行政部門は連名で、2022年1月24日に『「地域的な包括的経済連携協定」(以下は「RCEP」という。)]の質の高い実施に関する指導意見』を公布した。本意見では、「協定における市場開放の承諾及び規則を利用し、貿易投資の質の高い発展を推進する」、「製造業のグレード

アップを促進し、産業競争力を向上させる」、「国際標準を巡る協力及び転化を推進し、標準の産業発展に対する促進作用を向上させる」、「金融支援及び関連政策の体系を整備・改善する」、「各地の条件に適した対応を採ってRCEPルールを活用し、経営環境を向上させる」、「企業向けの関連サービスを継続して綿密に実行する」という6項目を重点的任務に位置づけている。また具体的な措置としては、①貨物貿易の発展を促進し、電子製品、機械装備、自動車部品、化学繊維、農産物等、優位性のある製品の輸出拡大を推進し、先端技術、重要設備、基幹部品、原材料等の輸入を積極的に拡大し、日用消費財、医薬品、リハビリ設備及び養老介護設備等の輸入をサポートすること、②サービス貿易の対外開放レベルを向上させ、製造業の研究開発、管理コンサルティング、養老サービス、専門設計等、協定におけるサービス貿易の開放にかかる承諾を着実に実施し、更にはグリーン・低炭素の発展の外国向け投資を促進すること、③知的財産権の保護を強化し、RCEPの知的財産権のルールに従い、著作権・商標・地理的表示・特許・意匠・遺伝子資源・伝統知識・民間芸能及び商業秘密等についてハイレベルな保護を提供すること、④製造業の最適化・グレードアップを推進し、製造業のコア競争力を強化して技術の改良を実施し、製造業の産業チェーンの補充・強化を推進し、資源、技術、装備のサポートを強化すること、⑤投資の自由化、円滑化のレベルを向上させ、全国向け及び自由貿易試験区向けの外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)の整備・改善を促進すること等が挙げられている。

RCEPは日本企業が恩恵を受ける場面も多いと言われている協定であり、今後、中国の法制度や政策面でどのように具体化されていくか、注目していく必要があると思われる。

URL: http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-01/26/content_5670518.htm

(商務部等6部門2022年1月24日公布・施行)

3 「グリーン消費促進の実施方案」

2022年1月18日、国家发展改革委員会、工業及び情報化部、住宅及び都市農村建設部、商務部をはじめとする計7つの行政部門は、「グリーン消費促進の実施方案」を公布した。本方案では、「2025年までにグリーン・低炭素製品の市場シェアを大幅にアップし、重

点的領域におけるグリーン消費へのモデルチェンジに明らかな成果が表れ、グリーン消費の方式が広く普及し、グリーン・低炭素循環発展の消費体系が初歩的に形成されること」と、「2030年までにグリーン・低炭素製品が市場の主流となり、重点的領域におけるグリーン消費、低炭素発展のモデルが概ね形成され、グリーン消費の制度・政策体系と体制・メカニズムが概ね整備されること」という、2030年のカーボンピークアウトを意識した2つの段階的な目標が明確にされた。

注目すべき重点的な措置として、①新エネルギー自動車の普及に力を入れ、各地の新エネルギー自動車の車両購入制限を段階的に取り消し、走行規制免除、通行権（Right-of-Way）等の支援政策の実施を促進すること、②バッテリー充電交換、新型エネルギー蓄積、水素充填等の関連するインフラ施設の建設を強化し、車両・船舶用LNGの発展を積極的に推進すること、③ハイクオリティ・ハイテク・高付加価値なグリーン製品貿易の発展に努め、積極的にグリーン・低炭素製品の輸入を拡大すること、④先進的で実用可能なグリーン・低炭素技術を積極的に研究開発、導入し、グリーン設計とグリーン製造の普及に力を入れ、グリーン・低炭素製品の供給を拡大すること、⑤揮発性有機化合物の含有量が低い製品の生産、使用を促すこと、⑥低炭素・ゼロ炭素、マイナス炭素技術、スマート技術、デジタル技術等の研究開発や普及、並びに転換応用を強化すること、⑦グリーン配送包装を積極的に普及させ、企業が商品と物流の一体化した包装を使用するよう奨励すること、⑧再生可能エネルギー資源の規模化、クリーン化を推進し、再生可能エネルギー資源産業の集中的な発展を促進すること、⑨グリーン消費に係る法律法規を整備し、グリーン低炭素製品とサービスの標準・認証・標識体系をより一層完備し・強化すること、⑩金融機関がグリーン・低炭素製品を生産、販売、購入する企業及び個人に金融サービスを提供するよう誘導し、グリーン消費にかかるファンドの設立、新エネルギー自動車向けの保険製品やグリーン建築物に対する保険保障を奨励すること等が挙げられる。

URL: http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-01/21/content_5669785.htm

(国家発展改革委員会等7部門2022年1月18日公布・施行)

二、立法草案

1 「工業及び情報化領域におけるデータ安全管理弁法（試行）」 (公開意見募集稿)

工業及び情報化部は、2021年9月30日に「工業及び情報化領域に

おけるデータ安全管理弁法（試行）」のパブリックコメントを公開した後、2022年2月10日に、前回のバージョンを修正したバージョンを再度公開し、同年2月21日を期限として意見聴取しているところである。

本弁法（パブリックコメント）は、「データ安全法」、「サイバーセキュリティ法」並びに「個人情報保護法」等に基づき工業・情報化分野におけるデータの取扱い、データ安全管理、データ開発の促進について規定するものである。前のバージョンと同様、今回の修正バージョンも、主に適用対象となるデータ等の定義、該当性の判断基準、データ分類・レベル分割の方法、データ取扱者の義務、監督管理部門（工業及び情報化部門）による管理方法等を規定している。

もっとも、前のバージョンと比べると、以下の変更点が挙げられる。

- ① 個人情報に対する個別的保護を強調したこと。
- ② 無線通信データを適用範囲に追加し、工業データ、電信データと無線通信データをそれぞれ定義したこと。
- ③ 適用されるデータの分類・レベル分割の基準と方法を修正したこと。
- ④ 監督管理機構の職権範囲を明確化し、工業及び情報化部による地方監督管理部門への監督指導の職権を強調したこと。
- ⑤ データ取扱者の重要データとコアデータの届出手続を明確化、細分化したこと（特に補充届出の申込、審査・承認、届出変更、更新届出に関わる規定）。
- ⑥ 法定代表者責任制、重要データ・コアデータ処理者の内部管理制度を定めたこと。
- ⑦ 各レベルのデータに対する共通の要求や重要データ及びコアデータに対する更なる要求等、データのライフサイクルにおけるコンプライアンス要求を強調したこと。

なお、データの安全保護を巡り、全国情報安全標準化委員会は、今年1月13日に改めて「情報安全技術 重要データ識別ガイドライン」という国家推奨標準のパブリックコメントを公開している。データ安全法のキーワードとなる「重要データ」の判別に対して参考になれると思われるため、あわせて注意されたい。

URL: http://www.gov.cn/xinwen/2022-02/13/content_5673340.htm

(工業及び情報化部2022年2月10日公開、同日から2月21日までに意見聴取)

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス: info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには掲載されべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

中国では大型連休が1年に2回あります。2月ころの春節と呼ばれる旧正月と、10月の国慶節であり、いずれも1週間の連休になります。中国人はこのうち春節を重要視しており、都市に働きに出てきている地方出身者は、1年に1度、春節の時期に故郷に帰ることが多いと思います。実際には春節休暇の少し前から故郷に戻る中国人が多いため、上海などの大都市では、春節の2、3週間前から徐々に人が減り始めます。特に除夜と呼ばれる大晦日には家族が揃って食事をするを大切にしており、1年に1度は家族が顔を合わせる良い機会となっているようです。

ただコロナ禍となって以降、春節に故郷に戻ることを制限されたり、戻ることができるとしてもPCR検査や故郷での隔離を要求されたりするため、昨年や今年は故郷に戻らなかったという人も多いようです。そのため徐々に家族で集まって食事をするのが、コロナ禍以前に比べると少なくなったのではないかと感じます。

今回の春節休暇は、2022年1月31日の大晦日から1週間でした。この春節期間中の2月4日、北京冬季オリンピックが開始されました。そのためオリンピックの開会式では春節をイメージした映像や出し物があったことが記憶に新しいです。中国ではあまりオリンピックが盛り上がっていないのではないかと一部の報道もありました。

確かに中国はゼロコロナ政策を採っているため、海外からの選手団や記者団はバブルと呼ばれる完全に隔離された

エリアで生活しています。そのため中国に住む人々と選手団との交流は一切ありません。また一部の地域でオミクロン株の患者が発生したため、中国の一部の都市では厳格な移動制限がかけられ、PCR検査を必要とする場所が増加しています。さらに北京オリンピックが原則として無観客で行われているため、私の知る限りオリンピックを観戦しに行ったという人は皆無です。

しかし上海の人々にとっては、北京で行われているオリンピックであり、そもそも選手との交流等が期待できなかったことや、街中ではオリンピックに関係するポスターや、マスコットキャラクターであるビンドゥンドゥンが飾られており、オリンピックが開催されていることをそれなりに感じていると思います。またアメリカ人とのハーフの谷愛凌選手の話や、どこの国がメダルを取ったなどの話は毎日されており、それなりに盛り上がっているように感じます。

今回の北京冬季オリンピックは国際情勢が緊張している中での開催となっていますが、オリンピックは本来平和の祭典であり、一生懸命練習してきた選手たちが全力を出し切ることによって競い合う素晴らしい舞台だと思います。それぞれの国の人々がフェアに選手を応援して、素晴らしいプレーを讃えあう場であってほしいと願っています。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス : info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。